

1. 計画策定の前提

1-1. 背景・目的

本基本計画の対象となる（仮称）山崎・台峯緑地（以下「本緑地」という）は、図1-1のような経緯を経て保全され、平成18年7月に「（仮称）台峯緑地基本構想」が策定された。本基本計画は、基本構想で検討された基本理念及び基本方針等に基づき、構想の具体化を図るために策定することを目的とする。

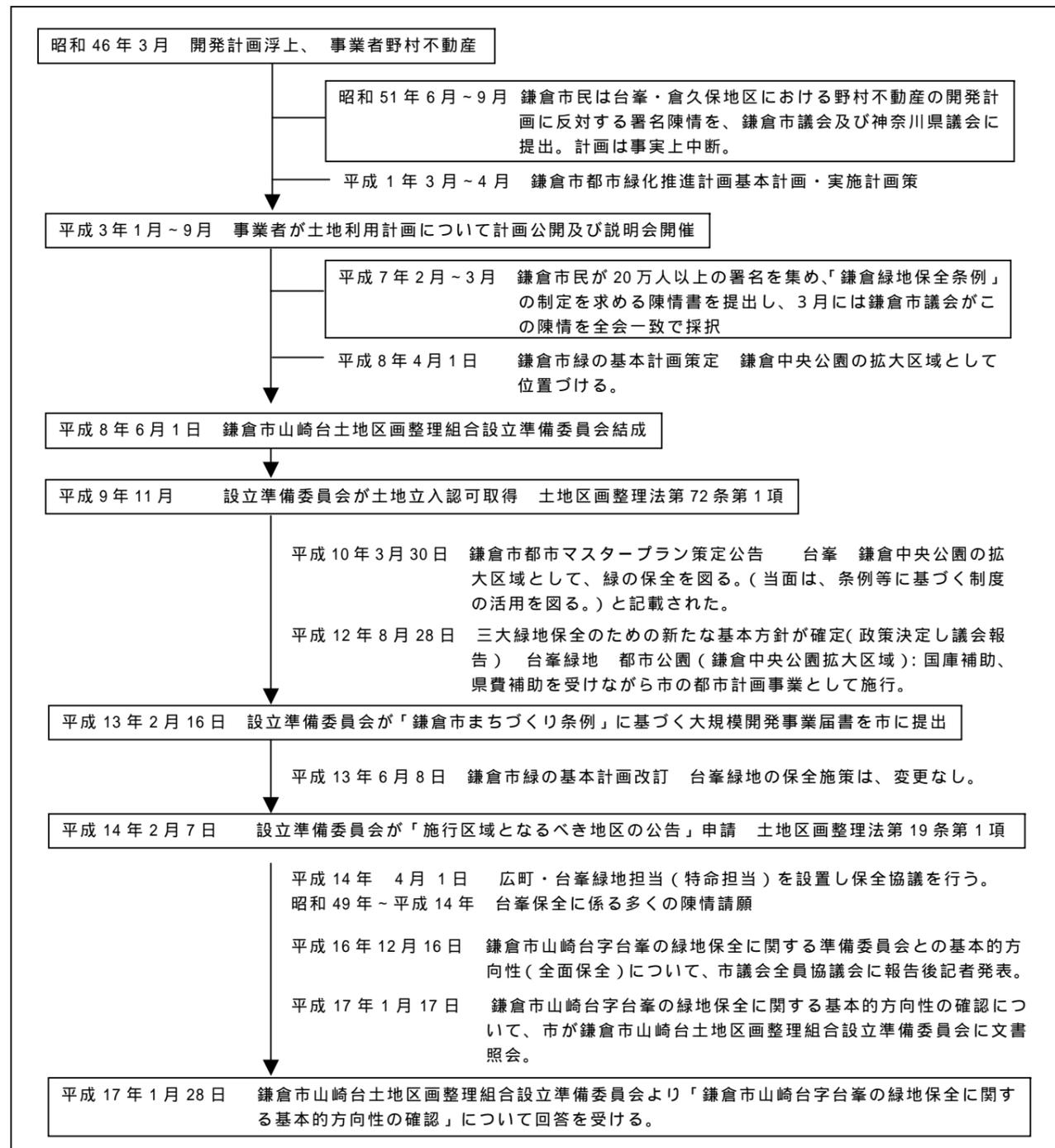


図1-1 台峯緑地保全に至る経過図（基本構想より）

なお、基本構想策定と並行して、まちづくりに関する新たな法制定・改正、各種施策の拡大充実に踏まえた検討がなされており、基本構想とともに策定された本基本計画に反映すべき施策としては、3つの施策があげられる。

表1-1 施策展開及び法改正等の経緯

基本構想策定段階までの施策展開及び法改正等の経緯	
平成13年7月	緑地保全等統合補助事業制度が創設された。
平成15年7月	「美しい国づくり大綱」が発表された。
平成16年3月	都市再生プロジェクト（第3次決定） 「首都圏の都市環境インフラのランドデザイン」で保全すべき自然環境ゾーンが指定され鎌倉市は、「三浦半島ゾーン」として含まれ広域的にも重要な場所として位置づけられた。
平成16年4月	緑地環境整備総合支援事業制度制定
平成16年6月	都市緑地法の改正を含む景観緑三法の制定・改正がなされた。
平成17年3月	「鎌倉市緑の基本計画」の見直しに関して、緑に関する保全、整備、創造、啓発などの市民意見の募集を実施した。
平成17年4月	「台峯緑地公園化構想」の市民意見の募集を実施した。
平成17年度	神奈川県が策定を進めている（仮称）三浦半島公園圏構想の総合ビジョンは、「三浦半島らしいみどりと海と地域づくり」であり、鎌倉市はその対象地域として位置づけられた。
基本構想と並行して策定された施策展開	
平成18年3月	「神奈川みどり計画」が策定され、鎌倉市は「三浦半島緑化域」に含まれ広域的にも重要な場所として位置づけられた。
平成18年3月	鎌倉市を含む三浦半島の地域づくりである「三浦半島公園圏構想」が策定された。
平成18年7月	「鎌倉市緑の基本計画」が改訂された。

基本構想ではこれらの経緯や検討に基づき、本緑地に展開する保全施策方針を以下のように決定している。

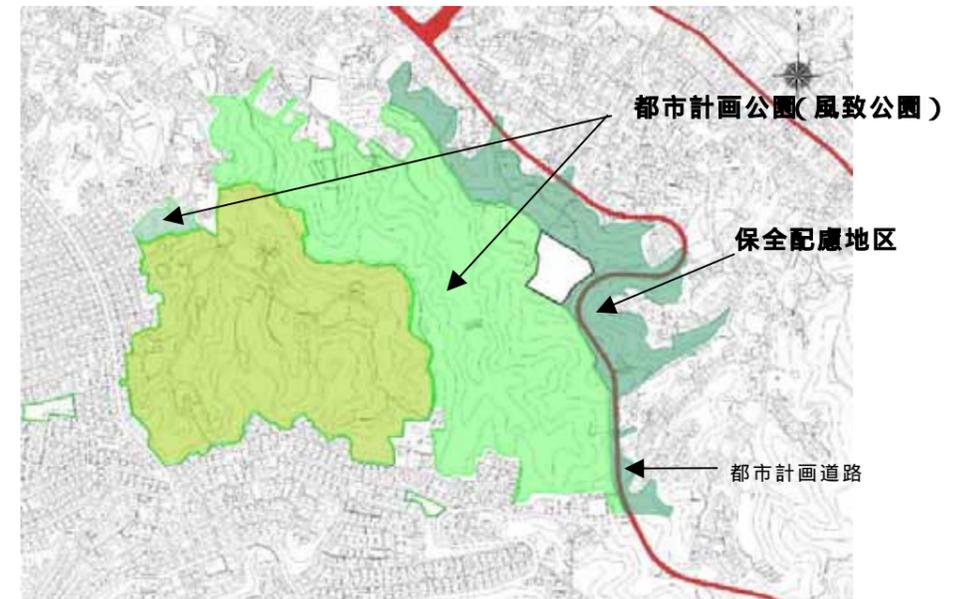


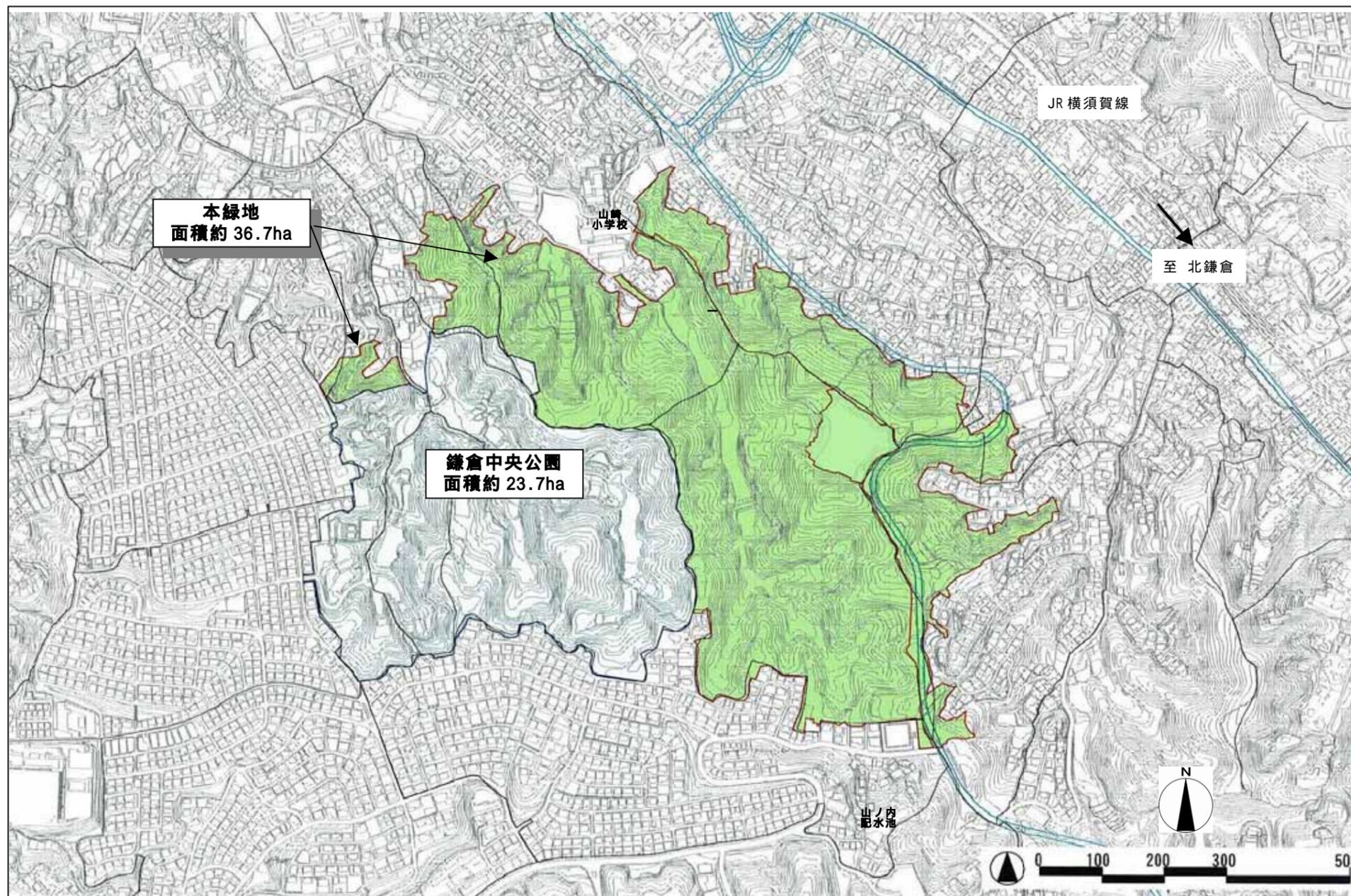
図1-2 法施策方針図（基本構想より）

1 - 2 . 本緑地の位置・範囲

本緑地は、深沢丘陵地域に属し、鎌倉市のほぼ中心部に位置する緑地であり、JR 横須賀線北鎌倉駅及び通称鎌倉街道（主要地方道 横浜鎌倉線）の西、山崎字台峯他に位置する。

本緑地は、昭和 55 年 6 月に事業認可を受け、平成 16 年 4 月に全体開園した鎌倉中央公園（約 23.7ha）の東側に隣接する箇所で、対象面積は約 36.7ha（平成 13 年版鎌倉市緑の基本計画上の面積）となっている。

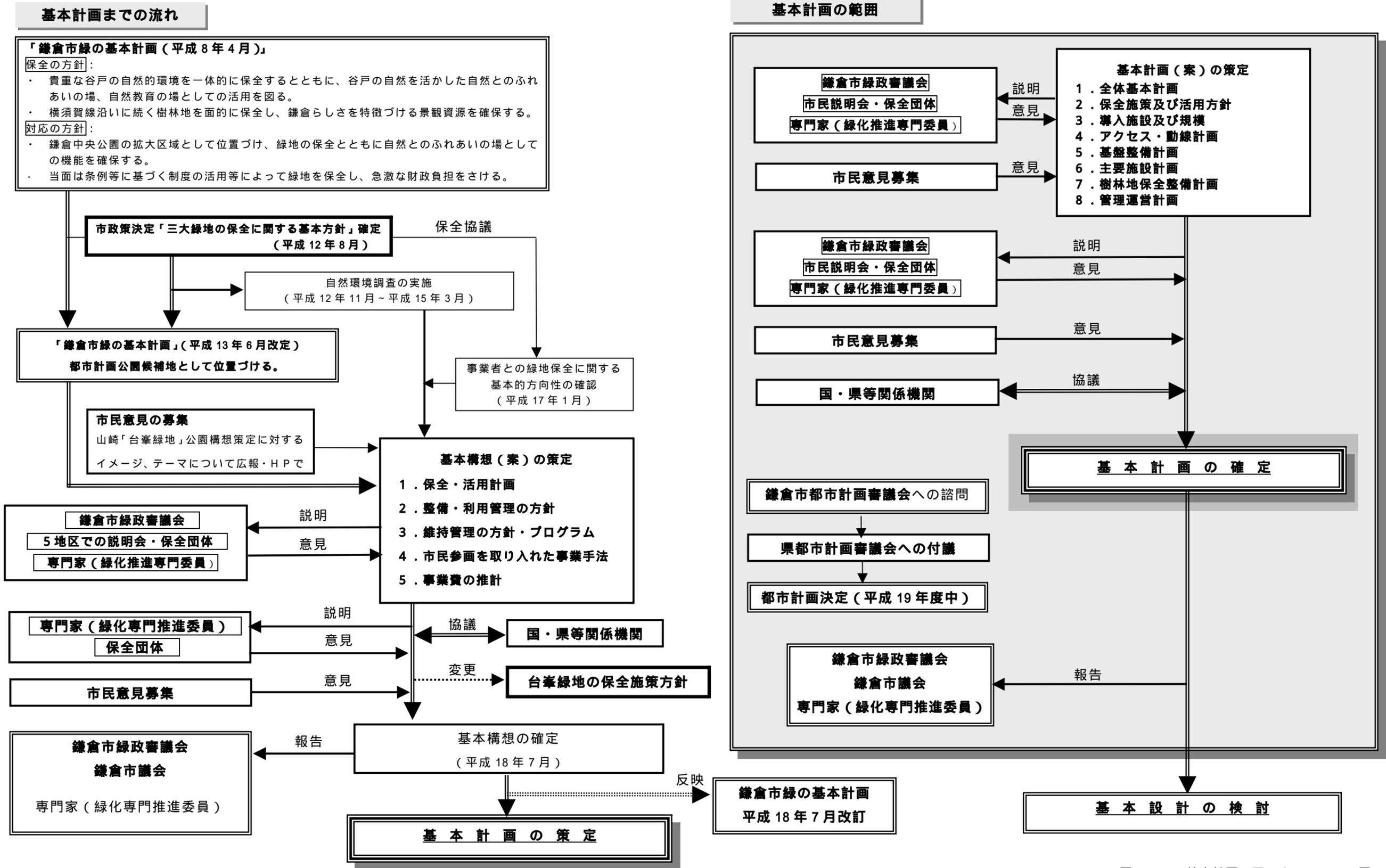
なお、緑の基本計画における本緑地のうち、鎌倉中央公園の北西部に隣接する部分も対象としている。



注：基本計画（案）公開後、本緑地の範囲を変更しており、詳細は「7 . 保全のための法施策」（p87）に示す。

図 1 - 3 本緑地の位置

1 - 3 . 基本計画の位置づけとフロー



右上に続く

図1-4 基本計画に至るまでのフロー図